

報告第2号

繰越明許費予算の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、平成27年度山陽小野田市下水道事業特別会計繰越明許費予算を繰り越したので、同条第2項の規定により次のとおり報告する。

平成28年6月9日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

平成27年度山陽小野田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 下水道事業費	1 下水道事業費	公共下水道事業	149,907,000	95,266,960		国 67,451,920	25,300,000		2,515,040
合 計			149,907,000	95,266,960		67,451,920	25,300,000		2,515,040